

3 建 第 3 号 -96  
令和 4年 3月 15日

(株) エスケイワイ

堤 基宏 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 1月 17日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	福岡県知事 許可(般一 3) 第 115019号
許可の有効期間	令和 4年 3月 15日から 令和 9年 3月 14日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 2月 12日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)